

消防同意を円滑に行うための留意事項

消防同意の審査を円滑に行うために、消防同意の審査時によくある指摘をもとに例示しましたので、申請時の参考としてください。

1 添付図書関係

縮尺を要する図書に明示する縮尺は、寸法を計測できる縮尺としてください。

2 収容人員

- ・収容人員を算定し明記してください。（棟全体、階ごと、用途ごと）
- ・収容人員の算定方法は、消防法施行規則第1条の3に従ってください。
- ・面積割りによる人員算定は、小数点以下切り捨てにしてください。

3 無窓階

- ・階ごとに無窓階の判定をして、その結果を明記して下さい。
- ・無窓階の判定方法は、消防法施行規則第5条の3に従ってください。
- ・直径1m以上の円が内接できる開口部又は幅75cm×高さ1.2m以上の開口部を2以上有し、かつ開口部の合算が床面積の1/30以上の場合、普通階となります。
- ・ガラスの厚さ・種類を明記してください。
- ・鍵の種別を明記してください。（サムターン、クレセント、鍵付きクレセント、開放制限付きなど）鍵が複数ある場合はその旨を明記してください。
- ・床面から建具下端までの高さを明記してください。
- ・有効開口部算定箇所の内外1m以上の空地を設けてください。駐車場・植栽等に注意してください。
- ・無窓階算定上の開口部が面する通路の位置及び幅員（有効幅員1m以上）を敷地配置図等に明記して下さい。
- ・無窓階判定上のガラスにフィルム（防犯、飛散防止、サイン等）を貼る場合には、その素材と厚みを明記してください。
- ・規模に関わらず、建具表等により開口部の詳細がわかるようにして下さい。（W×H、ガラスの種類・厚み、カギの種類、FLから開口部下端までの高さ）
※無窓階として設計している場合であっても必要です。
- ・シャッター（窓の付属シャッター等を含む）詳細を記載してください。（手動 or 電動、材質・スラット厚・水圧開放・水圧解除）
- ・ベランダ建具を有効開口部として算定する場合は、ベランダの手すりの高さが分かるようにしてください。（1.2m以下であれば有効可）

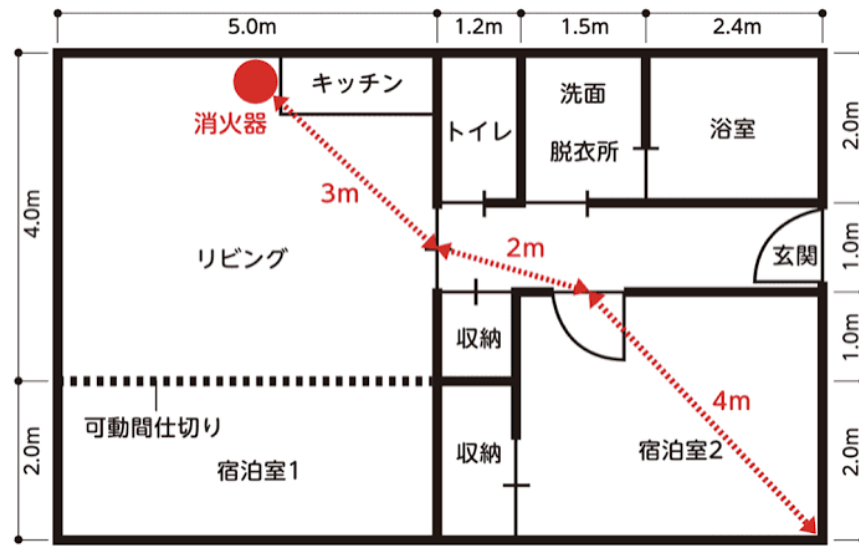
4 消火器（消防法施行令第10条）

- ・防火対象物の各部分から、歩行距離20m以下となるように設置してください。水平距

離20mではありません。

- ・廊下などの共有部分に設置してください。
- ・付加設置の消火器は、その旨を明記してください。
【例】少量危険物用・電気設備用・火気設備用
- ・屋外に面する部分等に設置する場合は、格納箱に収納する等を明記してください。

例図



5 屋内消火栓設備（消防法施行令第11条）

- ・消防法施行令第11条第2項（2倍読み、3倍読み）の規定の適用の確認のため、内装制限の有無がわかるように壁、天井の内装仕上げ（難燃材料以上のもの）を明記してください。※ペフ（結露防止）についても制限されます。
- ・屋内にポンプ室を設ける場合は、不燃材料により区画され開口部に防火設備を設けた専用の室に設けてください。
- ・包含円を明記し、各部分に有効に放水できるように設置してください。

※壁や什器等により放水できない部分が生じないように、屋内消火栓のホースを延長する経路、ホースの長さ及び放水距離を考慮し、各部分を有効に消火できるようにしてください。

6 スプリンクラー設備（消防法施行令第12条）

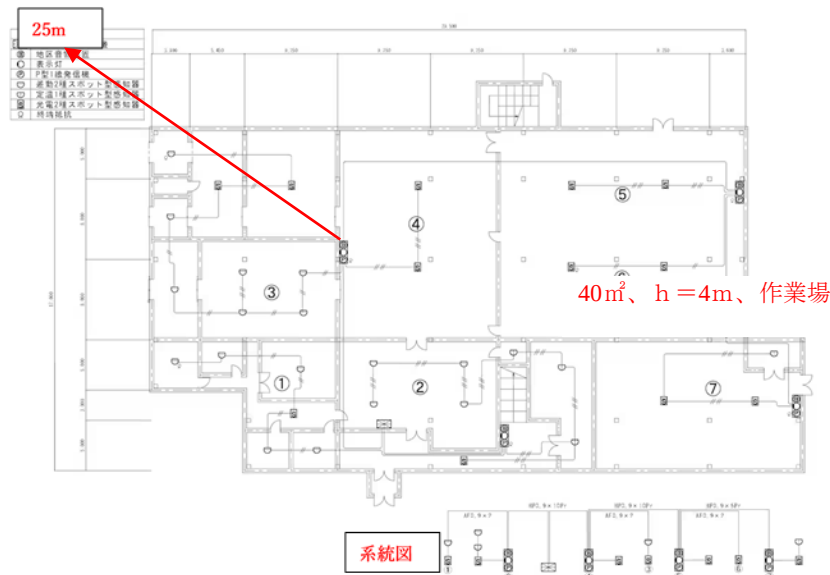
- ・消防法施行規則第13条第1項（13条区画）の規定を適用する場合は、計算書を添付してください。
- ・特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合は、室内に面する部分の仕上げを明記してください。
- ・補助散水栓及びヘッド配置に包含円を明記し、散水障害がないようにしてください。

7 自動火災報知設備（消防法施行令第21条）

- ・警戒区域線及び警戒区域番号を明記してください。
- ・区分鳴動とする場合は、その旨を明記してください。

- 地区音響装置から25mの包含円を明記してください。
- 天井裏の高さが50cm以上ある場合は、感知器が必要です。（主要構造部を耐火構造とした建築物を除く。）この場合は、天井裏の区画を明記してください。
- 各感知区域面積、天井高及び各居室用途を記入して下さい。
（垂れ壁がある場合も〇cmと明記して下さい。）

例図



8 消防機関へ通報する火災報知設備（消防法施行令第23条）

- 消防法施行令第23条第3項の規定を適用し、消防機関へ常時通報することができる電話を設置する場合は、その旨を明記してください。
- 令和7年3月26日消防予第129号通知を適用される場合は、事前に相談して下さい。

9 非常警報設備（消防法施行令第24条）

- 非常ベル又は自動式サイレンから水平距離25mの包含円を明記してください。
- 放送設備は、スピーカーから水平距離10mの包含円を明記してください。
- スピーカーの設置を要しない部分は、その面積及び斜線等で明示しその部分を包含するスピーカーは、水平距離8mの包含円を明記してください。

10 避難器具（消防法施行令第25条）

- 避難器具の降下空間には物干し金物及び室外機その他降下障害となるものを設置しないでください。
- 避難空地及び避難通路を確保し、当該通路を図面（配置図、平面図等）に明記してください。
- 降下空間の位置を図面（立面図等）に明記してください。
- ハッチ式避難器具 ハッチ相互の間隔を0.6m確保してください。
- 梯子の吊元は建物側としてください。
- 福祉施設や保育園等に設置するものは、すべり台又は救助袋で検討してください。

- ・避難経路となる建具等はカギの構造を明確にしてください。(内側サムターン、空錠 等)

11 誘導灯（消防法施行26条）

- ・機器凡例（誘導灯の等級）を明記して下さい。
- ・通路誘導灯の記号には「矢印」を明記してください。
- ・階段に階段通路誘導灯を設置してください。（非常照明の設置がある場合を除く。）
- ・消防法施行規則第 28 条の3第4項第3号に該当する防火対象物は等級をA級又はB H級としてください。
- ・原則、床面から高さ 2.5m以下となる位置に設置してください。
- ・誘導音付点滅形誘導灯を設置する場合は、誘導灯信号装置及び停止用感知器の位置を明記してください。
- ・避難経路上の扉は、非常時に避難できるよう鍵等を用いずに開放可能なものとしてください。
- ・錠の場合、自動火災報知設備と連動するなどにより解錠可能なものとしてください。
- ・避難経路となる建具等はカギの構造を明確にしてください。(内側サムターン等)

★ 火災予防条例に関する留意事項

12 厨房設備

- ・厨房設備に付属する排気ダクトの断熱の方法及び貫通部の措置方法を明記してください。(ロックウール50mm・メガネ石等)
- ・油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備のフードは、材質及び厚みを明記してください。
- ・油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備は、グリス除去装置（グリスフィルター等）及び火炎伝送防止装置（防火ダンパー等）の設置について明記してください。
- ・厨房設備の機器表に、各厨房設備の入力容量及び入力の合計を明記してください。

13 変電設備

- ・変電設備の全出力（kw）を明記してください。
- ・屋内設置の場合は、不燃材料により区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設置してください。（消防長が認める構造のキュービクル式のものを除く。）
- ・屋外設置の場合は、建築物から3m以上の距離を確保してください。（消防長が認める構造のキュービクル式のものを除く。）ただし、変電設備の周囲3m未満に存する建築物の外壁を不燃材で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

14 内燃機関を原動力とする発電設備

- ・発電設備の全出力（kw）を明記してください。
- ・燃料の種類及び数量を明記してください。

15 少量危険物

- ・油脂庫等を設ける場合は、少量危険物に該当するか算定するため貯蔵する危険物の類・品名・最大数量を明記してください。
- ・少量危険物を屋内で貯蔵する場合は、不燃材料により区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設置してください。